

## 宇都宮市若年夫婦・子育て世帯家賃補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市の交付する若年夫婦・子育て世帯家賃補助金（以下「補助金」という。）については、宇都宮市補助金等交付規則（昭和41年規則第22号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (目的)

第2条 この要綱は、中心市街地の民間賃貸住宅に転居した若年夫婦世帯または子育て世帯に対し、家賃に要する経費の一部を補助することにより、中心市街地の居住を促進し、活力あるまちづくりに寄与することを目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱における用語は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中心市街地 宇都宮市都心部グランドデザイン（平成14年策定）に定める320ヘクタールの区域をいう。
- (2) 民間賃貸住宅 建物の所有者と居住者とのあいだで賃貸借契約が締結された、自己の居住の用に供する住宅をいう。ただし、市営住宅、県営住宅、サービス付き高齢者向け住宅または事業主等から貸与された住宅を除く。
- (3) 若年夫婦世帯 婚姻の届出が受理された夫婦で、申請日の属する年度の末日において、夫婦のいずれもが40歳未満である世帯をいう。
- (4) 子育て世帯 申請日の属する年度の末日において、義務教育終了前の子とその親がいる世帯をいう。
- (5) 月額所得 公営住宅法施行令（昭和26年6月30日政令第240号）第1条第3項の例に準じて算出した額をいう。
- (6) 実質家賃 賃貸借契約に定められた賃借料（管理費、共益費、駐車場使用料等を除く。）から、住宅手当及び家賃補助金等、住宅について事業主が従業員に対して支給又は負担する住宅に関する全ての手当を差し引いた月額をいう。

### (補助対象世帯)

第4条 補助金の交付対象となる世帯（以下「補助対象世帯」という。）は、申請日において次に掲げる要件を満たす世帯とする。

- (1) 中心市街地に転居した若年夫婦世帯、または子育て世帯であること。
- (2) 世帯に属する者いずれもが当該民間賃貸住宅の所在地に住民登録していること。

- (3) 世帯に属する者いずれかが当該民間賃貸住宅の賃貸借契約の賃借人であること。
- (4) 世帯に属する者いずれもが当該民間賃貸住宅への転居日から起算して遡り1年間は、中心市街地に居住していないこと。
- (5) 世帯に属する者のうち、収入のある者すべての前年の月額所得の計が43万円以下であること。
- (6) 世帯に属する者いずれもが、中心市街地に自己の居住の用に供することができる住宅を所有していないこと。
- (7) 世帯に属する者いずれもが、市税の滞納がないこと。
- (8) 自治会に加入していること。
- (9) 世帯に属する者いずれもが、過去にこの要綱及び改正前の宇都宮市若年夫婦世帯家賃補助制度による補助金の交付を受けていないこと。
- (10) 民間賃貸住宅の家賃に関し、他の制度による市の補助金の交付を同時に受けていないこと。

(補助対象世帯の特例)

第4条の2 同居した日（同一住所に住民登録した日）以後1年以内に婚姻の届出をし、受理された世帯（以下、「新婚世帯」という。）に限っては、前条第4号に定める規定について、夫婦のいずれかが中心市街地に居住していないこととする。

(補助金の月額)

第5条 補助金の交付月額は、実質家賃に2分の1を乗じた額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、補助金の月額が2万円を超える場合は、2万円を上限とする。

(補助の期間)

第6条 補助の期間は、36月を限度とする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、交付申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、中心市街地に転居した日から3か月以内に、市長に提出しなければならない。ただし、新婚世帯の場合は、転居の日もしくは婚姻の届出が受理された日のいずれか遅い日から3か月以内とする。

- (1) 世帯に属する者すべての住民票の写し
- (2) 民間賃貸住宅契約書の写し

- (3) 新婚世帯の場合は、夫婦の記載のある戸籍謄抄本又は婚姻受理証明書
- (4) 住宅手当の支給を証明する書類
- (5) 世帯に属する者のうち、収入のある者すべての所得を証明する書類
- (6) 市税完納証明書（市税完納確認表により納税状況の確認ができる場合を除く。）
- (7) 自治会への加入を証明する書類
- (8) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第8条 市長は、前条の規定により交付申請書が提出されたときは、速やかに当該申請書の内容を審査し、その結果を交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

（交付決定の変更等）

第9条 補助金の交付決定を受けた者（以下、「交付決定者」という。）は、交付決定内容に変更があった場合、その内容について、14日以内に市長に届け出なければならない。

2 交付決定者が、翌年度以降も補助金の交付を受けようとするときは、当該年度の6月末日までに更新の届出をしなければならない。

3 第1項および第2項の届出があった場合における交付の決定については、前条の規定を準用する。

（補助金の額の確定）

第10条 補助金の確定額が第8条または第9条の交付決定額と相違ない場合は、交付決定通知書を補助金確定通知書とみなす。

（交付の請求）

第11条 交付決定者は、交付請求書に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 交付決定通知書の写し
- (2) 家賃支払報告書兼確認書
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の書類の提出は、別表1に定める期日内に行わなければならない。

（補助金の受給資格の喪失）

第12条 補助対象世帯が、次の各号の一に該当した場合は、補助を受ける資格を喪失する。

- (1) 第4条に規定する補助対象世帯の要件を有しなくなった場合

- (2) 中心市街地から中心市街地以外に転居した場合
- (3) 民間賃貸住宅を退去した場合。ただし、中心市街地にある他の民間賃貸住宅に転居した場合は、この限りではない。
- (4) 第9条第2項に定める更新の届出をしなかった場合  
(交付決定の取消・補助金の返還)

第13条 市長は、交付決定者が次の各号の一に該当するときは、交付が決定されている補助金の全部もしくは一部を取り消し、交付決定取消通知書により当該交付決定者に通知するものとする。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

2 市長は、前項の事実が発生したときは、速やかに補助金返還命令書により、当該補助金の全部または一部の返還を当該交付決定者へ命ずることができる。

3 当該交付決定者は、前項の規定により補助金の返還を命じられたときは、前項の命令書に記載のある期限内に当該補助金を市長に返還しなければならない。

(様式)

第14条 この要綱に規定する申請書等の様式は、別に定める。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

制定文（平成26年4月1日告示第149号）

平成26年4月1日から適用する。ただし、この要綱の適用の日の前日までに中心市街地に転居し、宇都宮市若年夫婦家賃補助制度実施要綱の規定により補助金の交付を受けたものまたは交付を受けようとするものについては、なお従前の例によるものとする。

改正文（平成28年4月1日告示第160-16号）

平成28年4月1日から適用する。

別表1（第11条関係）

区	分	提出期限
第1期	4月から7月に属する実質家賃	8月末日
第2期	8月から11月に属する実質家賃	12月末日
第3期	12月から3月に属する実質家賃	4月末日